

令和 3 年 5 月 18 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2020

課題番号：17K03491

研究課題名（和文）主観的リスクの現代の変容と保険カバーの法的対応

研究課題名（英文）The Recent Trend of Risks in Insureds and the Legal Construction to Insurance Policies

研究代表者

竹浜 修（Takehama, Osamu）

立命館大学・法学部・教授

研究者番号：40188214

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：生命保険契約における自殺免責は、被保険者の意思能力が精神疾患によって影響を受け、とくにドイツ法では多数の判決がこれを扱っている。異論もあるが、多数説・判例は容易に被保険者の意思能力欠如を認めない。この点は、わが国と近似するが、明確な基準が見いだせていない点は同様である。傷害保険契約においては認知症罹患者の傷害事故が重過失免責の対象になるかどうかの問題になる。認知症の症状によるが、軽度ないし中等度で、なお意思能力が否定されない場合は、重過失免責の適用があると解される。

自動運転車に対するわが国の道路交通法制は、いわゆるレベル3に対応する改正が行われ、現在の自動車保険でもこれに対応可能である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

各種の保険契約の被保険者の故意や過失（とくに重過失）の事故という主観的危険は、通常の意思能力の存在を前提にしているが、精神疾患など問題を抱える被保険者において、どこまでを想定範囲として保険契約上対応すべきか、この区切りを検討した点で、意義がある。

他方、高度な情報通信技術を用いた機器が国民の生活に浸透する中で、自動運転車も間もなく身近な存在となるであろう。そのとき、被保険者の主観的危険に基づく事故について保険契約はどこまでのカバーを想定するのか。故意の事故はカバーされないとしても、重過失事故は、現在のわが国の自動車保険であれば、これを多くカバーするであろうことを明らかにした意義がある。

研究成果の概要（英文）：The application of suicide exclusion clauses in life insurance policies is affected by whether the insureds are sane or insane. A huge number of precedents in Germany have treated this problem, and keep rigid attitude against suicides of insureds with not so heavy psychiatric disorder. Things are same in Japan.

In accident insurance policies, a problem could be if the insureds with dementing disorder can act like a reasonable man. If such insureds can still act with not denying their mental capacity, they could be responsible for their gross negligence.

The Laws and Rules of Road Transportation in Japan have been reformed in 2019 and 2020 in order to keep up with automated cars of SAE Level 3. Japanese present car insurance policies are still available to this type of automated cars.

研究分野：商法、保険法

キーワード：保険者免責 故意免責 重過失免責 自殺免責 意思能力の減退 自動運転 主観的危険

## 1. 研究開始当初の背景

人の経済生活に損害・損失または不利益を及ぼす事象を経済的リスクとすれば、それは、一般に自身がコントロールできない外的要因、すなわち、自然災害をはじめ自分自身以外の他の人間の行為などの外的要因に基づくものと見られることが多い。このような偶然な出来事、客観的な危険に対処するシステムとして保険制度があると考えられる。これに対して、自身の落度、過失によって自身の経済生活に不利益を及ぼすこともある。これは主観的危険という。

経済制度としての保険制度は、これまでの客観的危険のみならず、主観的危険も併せて経済的な保障を提供してきた。主観的危険も、保険契約者・被保険者から見れば、故意でない限りは、予期せず生じた不利益であり、偶然の出来事と考えられるからである。典型例は、交通事故の損害を保障する自動車保険である。交通事故が生ずる原因には、何らかの過失が介在することが通常であり、その損害に対して保険制度が保障を提供することにより被保険者をはじめ事故の被害者や関係者の経済生活の安定、確保に資する働きをしている。

この主観的危険の保障は、一般に通常の意味活動に基づき合理的に判断し行動する人、法的には、いわゆる「通常人」を基準に保護範囲を画定することが想定される。しかし、近時は、二つの面から、主観的危険の保険保護につき検討を要する事情が生じている。

一つは、コンピューター情報科学・技術、人工知能(AI=Artificial Intelligence)技術の発展が、我々の日常生活の各所に浸透し、自動運転の自動車などの登場が現実味を帯びる様相を呈していることである。この面からは、たとえば、自動車事故の法的責任の検討やそれをカバーする保険制度の在り方などが研究されていた(初期のものとして、山下友信『高度道路交通システム(ITS)と法』(有斐閣 2005年)など)。完全自動運転の自動車にあっては、運転者という概念が成り立つのか、その責任がコンピューター・システムの構築者が負うことになるのかなどの検討が必要であり、従来の自動車運転者の主観的危険に関する保険保護は、その様相を相当に変貌させられることが予想された。このような問題は交通事故の保険カバーに止まるものでもないと考えられる。

もう一つは、人の精神世界の医学的知見の発展・深化である。精神医学の発展とともに、これまでの人の行為の評価とは異なる考え方から、保険保護の在り方を再検討する余地が生じている。たとえば、高齢化社会における人の判断力の問題は、一般にいう通常人の概念で捉え切れるのか、また精神疾患に罹患している人の行動について、保険カバーはどのように対応していくのか。これらは、日常的に問題になり得るが、容易に解決し難い課題を含んでいる。

## 2. 研究の目的

本研究は、保険法の角度から、法的責任や人の意思能力等の現代的な在り方を踏まえ、主観的危険の保障に関し、これまでの原則と現代的な変化を取り込むこととの間の緊張関係が法的ルールにおいてどのように現れて来るのかを明らかにすることを目的とする。それは、法解釈学の面では、故意、過失、重大な過失などの主観的帰責概念の内容として検討することが必要になる。さらに、人の意思決定の過程における意思活動の在り方が、従来の分析枠組みで法的に足りるのかどうかという問題の検討が要請される。これらは、人の置かれた環境条件、すなわち、一方で、AIを含むコンピューター情報通信科学・技術の発展条件があり、他方で、人の精神活動の在り様に関する客観的分析(精神医学の知見)の進化によって規定される部分がある。

本研究は、コンピューター情報通信科学・技術を代表例とする科学技術の進歩やその日常生活への普及・浸透に応じたリスク・カバーの在り方を法解釈学のレベルで受けとめ、現在の法的ルールの下で、どこまでキャッチ・アップできるか、同時に保険契約としてこれを受けとめる場合には、主観的危険を扱うだけに、モラル・ハザードの問題を看過できないので、これらの緊張関係の中で、その対応可能性を検証する。その意味で、根幹部分は、法解釈学の従来の手法を用いるものであるが、その分析手法は、単なる法的ルールの文言解釈に専心するものではなく、まさに現実の裁判などで問題になる、あるいは今後、いっそう問題となり得るであろう課題について、関係諸科学の成果の助けを受けながら、現代的な解釈的結論を得ようとする点に特色がある。加えて、可能な範囲では、立法論的課題にも言及することを視野に入れる。

一方、保険契約者・被保険者の故意、過失、重大な過失という主観的帰責概念は、その当てはめの段階では、とくに人の精神活動に関わる社会的評価から、どの範囲までの事情を含めて判断すべきかが問われる。保険法においては、故意や重大な過失の概念は、一般の民法、商事法におけるそれとは異なっている部分がある。一般には、行為者の故意や重大な過失は、それによって引き起こされた他人の損害について、その行為者が損害賠償等の法的責任を負う効果を生じさせる。しかし、保険法における故意・重大な過失は、必ずしも他人に損害を生じさせる場面ばかりではなく、自らの所有物に放火したり、重大な過失で事故を起こし、自身に損害を生じるといった場面も多い。生命保険契約においては、これが被保険者の自殺という自らの生命を絶つことになったり、傷害保険契約では、自らの身体を傷つける方向にその意思が働くこととなる。これらが保険法における典型的な主観的危険である。この評価に当たっては、通常人の精神活動状態

を基準に考えて、故意や重大な過失を判断するのが通例であるが、高齢期の認知症や青壮年期のうつ病等の精神疾患に罹患している人の場合を考えると、果たして従来の故意・重大な過失などの概念の当てはめが適切に機能し得るのが問われることになる。自殺者数がなお高い数値を示す一方で、高齢化社会が進行するわが国においては、この点は重要な課題となろう。

本研究では、以上の諸課題について、これまでの学会における研究の蓄積、理論的状況ならびに外国法を参照しながら、現代社会の変容を踏まえた法的ルールの在り様を客観的に明らかにすることを主たる目的とした。

### 3. 研究の方法

コンピューター情報通信科学・技術の進展状況と人の精神疾患、高齢期の人の精神活動などの研究成果を参照して、現代の主観的危険に関わる知見を整理すると同時に、わが国の保険法分野の紛争事例、裁判例において見られる主観的危険の現状を確認し、これに対する学説の対応と課題を確定する。そのうえで、この分野について先進国の対応状況を客観的に整理する。次に、リスク・カバーに関する現状の法的ルールが今後の社会的諸条件の変容にどこまで対応可能であるのか、法解釈学としての課題を明らかにし、その限界と展開可能性を探求する。その際には、上記の関係諸科学の知見を必要に応じて参照しながら、先進国の対応と比較して検証する。

### 4. 研究成果

(1) 自動運転技術に関しては、本件研究期間中にも速い速度で進展が見られ、法整備の状況も準備中であったことから、その進捗を睨みつつ、検討を進めることとし、先に、生命保険などの人保険分野における主観的危険に関する課題に取り掛かることとした。まず、わが国の法制に近い欧州大陸法の中でも、参考とされることが多いドイツ保険契約法およびフランス保険法の比較法的検討を進めた。その結果、ドイツ法でも、事情は日本法に相当に近似しており、精神疾患に罹患している被保険者の自殺について、判例は、簡単にはそのような被保険者の意思能力の欠如を認めないことが明らかとなった。ドイツの最高裁判所である連邦通常裁判所の判例は、強度のうつ状態など、相当に病状が厳しく、被保険者の意思能力が行為時点で失われていたことの立証に係ること、病状が重くとも、それから逃れようとして自殺した場合は、いわゆる「打算的自殺」として自由な意思決定とは認めないことなどを明らかにしている。他方で、被保険者の精神状態については医師の鑑定意見書による立証が行われ、裁判所に提出された複数の鑑定意見書が異なる内容であるときには、いずれを採用するかについて裁判所は理解可能な根拠づけが必要であるとしている。これに対して、学説は、被保険者の自由な意思決定の失われている状態を判例よりは緩やかに認めようという態度を採る者も少数説ではあるが、見られる。とくに、精神医学の立場からは批判が多い。経験的調査によれば、圧倒的多数の自殺者は精神生物学的障害を負っており、疾病状態を示して、自由な意思形成とは言えないという。これは、選択可能性の喪失であり、自由な意思決定は例外であるともいう。したがって、精神生物学的障害のないことおよび意思形成の自由に関する証明責任を保険者に配分することが現実に合っているという批判である。しかし、立法者が保険契約法の改正において従来の証明責任配分について転換することに何ら言及していないことから、これを变える立場は法的には支持されていない。

フランス法では、生命保険における自殺免責期間が1年に強行法とされ、自殺の意義についても厳格に解する立場が相当にある。保険金受取人の保護という観点が強くとれた立法となっている。我が国の法律や約款の解釈には直ちに参考になるものではないが、立法論としては検討する価値はあろう。

(2) 高齢化社会において問題になる認知症事案は、人保険分野では、とくに傷害保険において生じる。認知症有病者の数が500万人を超えると推計される事情の下では、傷害保険の被保険者が認知症有病者になったとき、自ら傷害事故を起こしてしまう場面が多々予想される。これまでの判例は、認知症有病者と思しき被保険者の自招事故につき故意や重大な過失を認めて、傷害保険給付を受けられない、つまり保険者免責を認めることが多い。軽度の認知症は、被保険者の意識が失われるわけではなく、通常人基準での行為評価が可能だからである。これまでの生命保険会社の災害関係特約(法的には傷害保険契約)は、認知症有病者に対応することを想定しておらず、このため、軽度認知症は通常人基準で対応し、認知症が重くなって意思能力が失われる状態になった場合は、精神障害状態による傷害事故として保険者免責になるというのが約款構造である。したがって、認知症有病者の重大な過失による事故には傷害保険の保険保護がないことになる。そこで、現在は、認知症保険と称する新たな特約や保険商品が見られることとなっている。もちろん、従来の保険商品の中で認知症有病者の事故を保障する保険がないわけではないが、本研究ではその点よりは、認知症有病者の傷害事故は保障のない場合が多く、法解釈としてはそのような結論にならざるを得ないことを明らかにした。認知症有病者が惹起した他人の損害については損害保険会社の引き受ける賠償責任保険によるカバーを手当てする必要があることも明らかであり、地方自治体が住民向けにそのような保険を手配することも行われていることを指摘した。

(3) 2019年および2020年に道路交通法および道路運送車両法の改正ならびに省令、関係告示が制定され、自動車の自動運転に向けた第一段階の法整備が進められた。これは、アメリカ自動車技術会(SAE)の自動運転技術の5段階分類というレベル3(条件付運転自動化)に対応する

改正であった。レベル3は、走行環境条件に合致する間は、自動運行装置がすべての運転タスクを実施するが、その装置の作動継続が困難な場合には、運転者がその装置の介入要求等に対して適切に応答することが期待されるものである。自動運行装置から運転の引継ぎ警報が出た後の運転は、レベル1～2（運転支援～部分運転自動化）になることが想定され、このレベルでは現状の一般車と大差ない状態であり、これまでの自動車保険のカバーの考え方が妥当する。これに対して、レベル3の自動運転中は、運転者は自らの意思で運転していないので、故意の事故は想定しにくい。例外的事例は考えられるが、ドライブ・レコーダーやイベント・データ・レコーダー（EDR）等を含む自動運転装置に組み込まれた各種記録装置のデータが装備されることから、事故偽装をはじめとするモラル・リスク事案は相当に抑止されると見られる。一方、重大な過失による事故も、レベル3の自動運転中は、被保険者が運転に常に注意を向けることを求められていないことから、大きく減ることとなる。しかし、引継ぎ警告が発せられた場合に、運転者が速やかに引き継げるかという問題は生じうる。それまで自身が運転しているわけではなく、周囲の状況の把握も進んでいない状況下で、介入要求後に直ちに適切な対応を取ることは容易でないと思われる。この局面では、運転者の過失は認められる可能性があるが、それが重大な過失とまで言えるかということ、おそらく難しいという結論に至った。今後は、レベル4（限定領域における完全自動運転）に向けた技術的、法制的整備が行われるであろうが、レベル3よりはレベル4～5の方が自動運転車の利用者としては主観的危険への対応という点では、より大きな安心感があると考えられる。コンピューター情報通信科学・技術の発達に対応したその他の分野の検討は、本研究では今後の課題として残されることとなった。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 竹瀨 修	4. 巻 393・394号
2. 論文標題 自動運転と被保険者の主観的危険除外	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 立命館法学	6. 最初と最後の頁 481-499
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 土岐孝宏	4. 巻
2. 論文標題 ドイツ保険契約法における告知義務・因果関係不存在特則とその適用基準	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 企業と法をめぐる現代的課題（商事法務）	6. 最初と最後の頁 447-469
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹瀨 修	4. 巻 387・388号
2. 論文標題 意思能力の減退と被保険者の重過失	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 立命館法学	6. 最初と最後の頁 131-161
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 山下典孝	4. 巻 72巻8号
2. 論文標題 賠償責任保険における被保険者の故意免責と無保険車傷害特約の闘争行為免責の適用可否	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律のひろば	6. 最初と最後の頁 67-74
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下典孝	4. 巻 61巻4号
2. 論文標題 特別条件付承諾と承諾前死亡に関する諸問題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 青山法学論集	6. 最初と最後の頁 219-243
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 土岐孝宏	4. 巻 642号
2. 論文標題 生命保険契約・自殺免責にかかる法制と解釈 ドイツ法制、フランス法制からの示唆	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 保険学雑誌	6. 最初と最後の頁 1-30
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下典孝	4. 巻 71巻12号
2. 論文標題 保証期限付終身年金保険契約において年金受取人が保証期間中に死亡した場合における未払年金の現価請求権の帰属	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律のひろば	6. 最初と最後の頁 62-72
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹瀨 修	4. 巻 373
2. 論文標題 生命保険契約における自殺免責(1) ドイツ保険契約法の現状と分析	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 立命館法学	6. 最初と最後の頁 300-347
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹瀨 修	4. 巻 374
2. 論文標題 生命保険契約における自殺免責(2) ドイツ保険契約法の現状と分析	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 立命館法学	6. 最初と最後の頁 239-306
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下典孝	4. 巻 307
2. 論文標題 自由な意思決定能力を喪失ないし著しく減弱させた自殺	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 保険事例研究会レポート	6. 最初と最後の頁 13-21
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 土岐孝宏
2. 発表標題 生命保険契約・自殺免責にかかる法制と解釈 ドイツ法制、フランス法制からの示唆
3. 学会等名 日本保険学会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	山下 典孝 (Yamashita Noritaka)  (00278087)	青山学院大学・法学部・教授  (32601)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	土岐 孝宏  (Doki Takahiro)  (70434561)	中京大学・法学部・教授    (33908)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関